○防衛省告示第百四十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　八戸都市計画道路事業三・三・八号白銀市川環状線（尻内工区）

三　事業施行期間　自平成二十七年七月二十四日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　青森県八戸市大字田面木字法霊林及び字中明戸並びに大字尻内町字尻内河原、字沢ノ田、字六百刈、字島田及び字鴨田地内

使用の部分　青森県八戸市大字尻内町字尻内河原地内

青森県八戸市大字田面木字赤坂、字法霊林及び字中明戸並びに大字尻内町字尻内河原地先

○東北地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県亘理郡山元町八手庭字前田四番三から同町八手庭字屋敷三三番五まで	前	一五・一〇～二三・六〇メートル	〇・一六〇キロメートル	
	後	一四・六〇～三二・五〇メートル	〇・一六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	前	A　六・七〇～一五三・〇〇メートル	二六・〇一〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C　一〇・五〇～三六四・五〇メートル A　六・七〇～一五三・〇〇メートル B・C　一〇・五〇～三六四・五〇メートル	二四・五四七キロメートル 二六・〇一〇キロメートル 二四・五四七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	熊野市飛鳥町大又字下久保一一三〇番一地内	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所
〃	熊野市飛鳥町大又字城一一九九番四から同市飛鳥町大又字城一一九九番一まで	〃
〃	熊野市飛鳥町小阪字宮ノ向三三九番一地内	〃
〃	熊野市大泊町字鐘タゝキ四一四番三から同市大泊町字横ケ谷四一一番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年七月二十四日

○近畿地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西宮市塩瀬町名塩字丸尾六九八番一から同市名塩三丁目八三一番七まで	前	三八・一〇～八八・六八メートル	〇・三三七キロメートル	
	後	三八・七〇～八八・六八メートル	〇・三三七キロメートル	
西宮市名塩三丁目八三一番七から同市塩瀬町名塩字土林二一九八番一まで	前　B	六・五〇～四〇・〇〇メートル	一・五九〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　A	二四・三五～六八・〇〇メートル	一・三二七キロメートル	
	後　B	六・五〇～四〇・〇〇メートル	一・五九〇キロメートル	
	後　A	二〇・三〇～七三・四〇メートル	一・三二七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号